

# 鈴鹿市地域づくり協議会条例案(骨子)に関する解説

名称：鈴鹿市地域づくり協議会条例

## 〔鈴鹿市まちづくり基本条例との関係〕

鈴鹿市まちづくり基本条例第2条では、「まちづくり」を「市民一人ひとりが夢及び生きがいを持って安心して暮らせるなど、住みよいまちをつくるために行われる公共的な活動」と定義し、ソフトもハードも含め、まちづくりを市民参加によって進めていくための条例としています。

一方、鈴鹿市地域づくり協議会条例（以下「この条例」といいます。）は、鈴鹿市まちづくり基本条例が目指す住みよい鈴鹿市の実現のため、地域と市が協働しながら住民主体の地域づくりを推進するための条例です。ここでいう「地域づくり」とは「地域におけるまちづくり」をいい、地域づくり協議会が中心になって市と協働して行うものと考えています。

## 〔「地域づくりの組織」と「地域づくり協議会」の関係〕

鈴鹿市まちづくり基本条例第14条では、「地域づくりの組織」を市民が「地域の実情又は必要に応じて、一定の地域におけるまちづくりに取り組む組織」と定義しています。この「地域づくりの組織」は、自治会、地域の各団体などもその組織の一つで、地域づくり協議会だけをいうものではありません。

この条例の「地域づくり協議会」もこの「地域づくりの組織」の一つであり、一定の地域における様々な「地域づくりの組織」が連携協力して、地域づくりに取り組む組織をいうものと考えています。

## ①目的

- ・住みよい地域社会の実現を目指し、地域づくり協議会の定着と活性化を図るとともに、地域づくり協議会を中心に、地域と市との協働による住民主体の地域づくりを推進する条例を制定する。

## 【解説】

この条例は、『住みよい地域社会の実現』という目的を目指すために、鈴鹿市まちづくり基本条例第14条に規定されている「まちづくりに取り組む組織」が連携協力する地域づくり協議会という仕組みを地域に定着させるとともに、地域と市が協働しながら住民主体の地域づくりを推進するため、制定するものです。

## ②地域づくり協議会の役割

- ・市と協働して地域づくりに取り組む。
- ・自主的かつ主体的に地域の課題解決と地域の活性化に取り組む。

### 【解説】

この項目は、地域づくり協議会の基本的な役割を示しています。

地域づくり協議会は、鈴鹿市総合計画2023の自治体経営の柱に掲げる市民力の基礎となるものであり、鈴鹿市総合計画の基本構想の実現に向けた協働のパートナーとなるものであることから、市との協働について規定しています。

また、地域づくり協議会の役割は、住民等構成員の声を反映し、地域の問題解決や活性化など、住みよい地域づくりに向けて、自分たちで考えて、できることに取り組むことを役割としています。

## ③地域づくり協議会の区域

- ・地域づくり協議会の区域は、規則で定める。

### 【解説】

この項目は、地域づくり協議会の区域については、別に規則で定める旨を示しています。

地域づくり協議会の区域については、これからの地域を担う次世代を含めた住民にとって最も身近な生活空間が望ましいと考えられますが、既に設立されている地域づくり協議会には、地区市民センター所管区域を範囲とする地域づくり協議会もあります。

そのため、それぞれの地域づくり協議会が自主的かつ主体的な取組を行う活動範囲は、今後変動していくことも考えられることから、地域づくり協議会の区域を規則で定めようとするものです。

## ④地域づくり協議会の構成員

- ・区域に居住する全ての者、区域で活動する全てのものが構成員となる。

### 【解説】

この項目は、地域づくり協議会の構成員について示しています。

地域づくり協議会には加入脱退の概念はなく、その区域に居住し、活動する全てのものは、地域づくり協議会の構成員であるということを規定しています。

### ⑤認定の申請

- ・地域づくり協議会の認定を受けようとするときは、申請書に必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

#### 【解説】

この項目は、地域づくり協議会の認定について示しています。

地域づくり協議会は、市と協働して地域づくりに取り組むなど、大きな役割を担っていただくこととなります。このことから、地域づくり協議会が一定の要件を満たすものであるかを確認することとしています。

### ⑥地域づくり協議会の要件

- ・区 域 地域づくり協議会は、③で定める区域の一つであること。  
原則として他の地域づくり協議会の区域と重複していないこと。
- ・規約の整備 民主的な運営を可能とするため、地域づくり協議会の目的、名称、区域、事務所の所在地、役員、総会の方法その他必要な事項を明記した規約を整備していること。
- ・自治会代表者 自治会代表者が、協議会の運営に参画していること。  
(役員就任や議決権)

#### 【解説】

この項目は、地域づくり協議会の要件について示すものです。

#### 〔区域〕

市では、将来的に地域づくり協議会に向け、一定の事務や事業を行っていただくための交付金の交付を検討しており、区域はその算定基礎の一つとなる予定であることから、一つの区域に一つの地域づくり協議会が設置されるものとし、区域の重複は原則できないものとします。

#### 〔規約の整備〕

民主的な運営を可能とするため、地域づくり協議会の目的、名称、区域、事務所の所在地、役員、総会の方法などの事項について明記した規約を定めていることを要件の一つとしています。

#### 〔自治会代表者の参画〕

鈴鹿市の地域づくりにおいて、自治会活動は地域自治の根幹であり、自助共助

の中で継続していくことが大切です。また、地域づくり協議会を構成する地域の各団体や各委員は、単位自治会からの委員推薦を受け、活動を行っていることから、その地域づくり活動に対して自治会の関わりは不可欠であるのが実状です。

したがって、単位自治会の存続も促し、地域づくりの基礎となっただけのためにも、自治会代表者の参画を要件の一つとします。

なお、参画の形態例としては、地域づくり協議会の総会での議決権を持つこと又は地域づくり協議会の役員や委員になっていることとしています。

ここでいう代表者とは、単位自治会の会長あるいは会長が推薦した役員であることとしています。

#### ⑦認定

- ・市長は、地域づくり協議会の認定の申請を受け、内容を審査し、要件等に適合すると認める場合は、認定する。
- ・市長は、認定した場合は、代表者に対してその旨の通知を行うものとする。

#### 【解説】

この項目は、地域づくり協議会の認定について示しています。

地域づくり協議会の認定の申請を受け、要件等に適合すると認める場合は、認定する旨を申請のあった地域づくり協議会の代表者に通知します。

#### ⑧地域づくり協議会の事業

- ・地域づくり協議会は、地域福祉、自主防犯自主防災、健康づくり、子どもの健全育成、地域振興、地域文化の継承等、環境及び景観保全、地域づくりに特に必要と協議会が認める事業に取り組むものとする。

#### 【解説】

この項目は、地域づくり協議会が取り組むものとする8つの事業を示しています。

これらは、地域の自助共助との連携が深いものであることから、掲げることとしています。

### ⑨活動の制限

地域づくり協議会は、次に掲げる活動を行ってはならない。

- ・ 宗教の教義を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成する活動
- ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- ・ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

#### 【解説】

この項目は、地域づくり協議会の活動についての制限を示しています。単位自治会や地域づくり協議会と連携協力する団体において行う活動まで制限するものではありません。

#### 〔宗教〕

地域づくり協議会が教義の普及等、宗教活動を行うことは制限されます。ただし、単位自治会が行う神社や寺院、墓地の清掃活動は、檀家や氏子として集団で行う任意の活動であり、この条例の制限の対象外となります。

#### 〔政治〕

地域づくり協議会が一定の主義、主張で構成員を統制する行為は認められません。

### ⑩地域計画の策定

- ・ 地域づくり協議会は、主体的な地域づくり活動を推進するために地域計画を策定する。

#### 【解説】

この項目は、地域づくり協議会が主体となって地域計画を策定することを示しています。

ここでいう地域計画は、地域づくり協議会が地域の課題を洗い出し、地域の課題解決や活性化に向けて、自らの取組方針をまとめたものです。

### ⑪協議会代表者会議の設置

- ・ 地域づくり協議会間の情報共有と交流促進を目的に、会議を設置する。

#### 【解説】

この項目は、地域づくり協議会の代表者によって構成される協議会代表者会

議について示すものです。

協議会代表者会議は、地域づくり協議会間の情報共有と交流促進を図ることを目的とした会議体であり、この会議体の設置によって、地域づくり協議会全体の活性化や発展を促し、より良い地域づくりの推進を図れると考えています。

協議会代表者会議に関する詳細は、規則で定めることとしています。

## ⑫市の支援

- ・市は、地域づくり協議会に対して、自主性及び自立性を尊重するとともに、必要な支援を行う。

### 【解説】

この項目は、地域づくり協議会に対し行う市の支援について示すものです。

この項目での「支援」とは、財政的支援や人的支援を含むものと考えています。

また、地域づくりにおける市民力の向上に向けての支援策として、地域づくり協議会の事業について、関係部署が必要に応じて連携し、助言や情報共有、委託契約を締結することなども想定しています。

## ⑬委任

- ・この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 【解説】

ここで示す委任とは、市長が定める規則に必要な事項を定めることを委任するという意味で、この条例に定めのない細かな事項を施行規則という形で定めるための条項となっています。

また、施行規則で次のものを定めます。

#### ① 趣旨

- ・条例の施行について必要な事項を定める。  
(主に協議会設立や地域づくり推進に関して必要な手続的なこと。)

#### ② 協議会の区域

- ・別表形式にて、協議会の名称とその区域内の町名を掲載する。

#### ③ 協議会の変更に関する申請

- ・認定内容の変更を行う際は、市と事前協議を行うものとする。
- ・申請が必要な変更事項は、名称、代表者、所在地、区域とする。

#### ④ 申請の手続方法

- ・設立の場合の申請書と，必要な添付書類などを定める。
  - ・変更の場合の申請書と，必要な添付書類などを定める。
- ⑤ 公正な活動の遂行
- ・情報の公開に努める。
  - ・個人情報の保護に努める。
- ⑥ 地域計画の提出
- ・協議会は，策定した地域計画を市長に提出する。
- ⑦ 協議会代表者会議
- ・構成 協議会代表者で構成する。
  - ・活動 協議会相互の連絡，調整，意見交換，研修等協議会の課題解決に関すること。
- 市との連絡調整
- ・役員構成等 会長，副会長
  - ・代表者会議は，地域づくりに関して，市長に提言を行うことができる。
  - ・市長は，地域づくりに関して，代表者会議に意見を求めることができる。
  - ・代表者会議の事務局は，地域振興部地域協働課に置く。
- ⑧ 別表
- ・協議会の名称と，区域内の町名（〇〇町，〇〇一丁目，〇〇町の一部）の一覧